

四半期報告書の訂正報告書

(第85期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

OKI

沖電気工業株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

目 次

表 紙	頁
1 四半期報告書の訂正報告書の提出理由	1
2 訂正事項	1
3 訂正箇所	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	8
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2 その他	34
第二部 提出会社の保証会社等の情報	35

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月14日
【四半期会計期間】	第85期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	沖電気工業株式会社
【英訳名】	Oki Electric Industry Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 川崎 秀一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 畠山 俊也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 畠山 俊也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の海外連結子会社であるOKI SYSTEMS IBERICA, S. A. U.（所在国：スペイン、事業内容：プリンタの販売、以下「OSIB」）において、売上債権の過大計上による不適切な会計処理が行われていたことが判明したことから、平成24年8月7日付で外部有識者による調査委員会（以下「外部調査委員会」）を設置し、客観的かつ徹底した全容解明を行ってきました。

平成24年9月11日付で外部調査委員会より受領した調査報告書（以下「外部調査報告書」）の指摘事項およびその結果を踏まえた債権の回収可能性の再検討による訂正を行うこととし、あわせて過去において判明していたものの重要性がないため訂正をしていなかった事項の訂正も行うこととしました。

当社の連結業績に与える影響額は、第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）から第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）第1四半期まで（以下「訂正期間」）の累計で、売上高が7,496百万円の減少、営業利益が21,610百万円の損失、経常利益が21,510百万円の損失、当期純利益が30,824百万円の損失となり、第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）第1四半期末（以下「訂正期間末」）の純資産は24,434百万円減少しました。

訂正期間における累計の当期純利益に与える影響額は、外部調査報告書による影響額が15,381百万円の減少、債権の回収可能性の再検討による影響額が15,443百万円の減少となりました。なお、未修正事項の訂正は費用の帰属期間の訂正等のため累計の当期純利益に与える影響額はありません。

外部調査報告書による影響額の内容は、実体を伴わない売上・売掛金等の取消や、ディストリビューターに対するリベートの未計上に係る売上・売掛金の取消等です。債権の回収可能性の再検討による影響額の内容は、外部調査報告書の指摘事項に基づき訂正したOSIBの売掛金残高に対して、その回収可能性を再検討したものです。ただし、平成21年3月31日前のOSIBの売掛金残高の一部については、回収可能性を合理的に再検討するに足る十分な情報が得られなかったため、上記内容の訂正後の残高をもって連結貸借対照表計上額としております。

これらにより、当社が過去に提出した第84期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）から第88期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）までの有価証券報告書等の記載事項の一部を訂正する必要が生じたため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態及び経営成績の分析

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第2四半期連結 累計期間	第85期 第2四半期連結 会計期間	第84期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	287,062	160,496	719,756
経常損益 (百万円)	△12,713	△8,561	△4,702
四半期(当期)純損益 (百万円)	△34,679	△14,894	△313
純資産額 (百万円)	—	53,432	90,138
総資産額 (百万円)	—	523,886	574,371
1株当たり純資産額 (円)	—	68.63	122.59
1株当たり四半期(当期)純損 益金額 (円)	△50.77	△21.81	△0.46
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	8.9	14.6
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	7,082	—	42,543
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△13,216	—	△22,876
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,718	—	△19,401
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	45,995	49,846
従業員数 (人)	—	22,919	22,640

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額が計上されているため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、OKIグループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	22,919
---------	--------

（2）提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	5,195
---------	-------

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

2【経営上の重要な契約等】

(1) ローム株式会社との半導体子会社株式の譲渡に関する契約書締結について

平成20年7月24日に当社とローム株式会社は、当社がその半導体事業を会社分割（新設分割）し、株式会社OKIセミコンダクタに分社化したうえで、当該新設分割設立会社の発行済み株式の95%相当をローム株式会社に株式譲渡する契約を締結しておりましたが、平成20年10月1日に本契約に基づき株式譲渡を行いました。

なお、詳細については、「第5 経理の状況」の「1. 四半期連結財務諸表」に係る注記事項のうち、「重要な後発事象」に記載しております。

(2) 会社分割による通信事業の子会社（株式会社OKIネットワークス）設立について

当社は、平成20年8月28日開催の取締役会において、平成20年10月1日を効力発生日として、当社が通信事業に関して有する権利義務を会社分割（新設分割）により新たに設立する株式会社OKIネットワークスに承継させることを内容とする新設分割計画について決議し、平成20年10月1日に通信事業の子会社を設立いたしました。

①新設分割並びに子会社設立の理由

当社の通信事業は、国内大手通信キャリア及び企業向けネットワーク市場を中心に展開しておりますが、近年事業環境が急激に変化してきました。ネットワークのIP化の加速やNGNをベースとしたユビキタスネットワークの進展などにより、グローバルに急速かつ激しく市場が変化し、競争環境も熾烈さをましております。

このネットワーク市場における競争を勝ち抜き、当社の通信事業の更なる成長を実現するためには、経営の自由度を高め、環境変化に迅速かつタイムリーに対応できる事業体制を構築することが重要であると判断しました。また、新市場の開拓に向けてはマーケティングを強化し、企画提案型のビジネスモデルの早期確立も必要であると考え、平成20年10月1日付でレガシー系を除く通信事業部門を新設分割し独立させ、株式会社OKIネットワークスを設立することを決定しました。

OKIネットワークスは、NGNをベースとしてシームレスに連携する通信キャリアネットワークと企業ネットワークにより実現する高度なサービスの提供をめざしていきます。当社の持つ高信頼性ネットワーク技術や、IPネットワーク技術・設計から保守まで一貫して提供できるネットワークインテグレーション技術、IPで高品質な音声や映像を実現する「eおと^R」「eえいぞうTM」技術などを強みにグローバル市場を視野に入れた商品を創出し、通信事業の拡大を図ります。

②新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、株式会社OKIネットワークスを新設分割設立会社とする、分社型の新設分割であります。

③分割期日

平成20年10月1日

④新設分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社となる株式会社OKIネットワークスは、新設分割に際して普通株式49,000株を発行し、当該新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを新設分割会社となる当社に対して割当交付いたします。

⑤新設分割に係る割当ての内容の算定根拠等

当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割り当てられるため、第三者機関による算定は実施していません。なお、当該新設分割に係る割当株式数は、新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し決定いたしました。

⑥新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

1. 商号	株式会社OK I ネットワークス
2. 本店の所在地	東京都港区芝浦四丁目10番16号
3. 代表者の氏名	代表取締役社長 来住 晶介
4. 資本金の額	490百万円
5. 純資産の額	7,409百万円
6. 総資産の額	12,345百万円
7. 事業の内容	通信事業分野のマーケティング、商品（プロダクト、S I / サービス）の企画・開発及び販売

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在においてOK I グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「（1）業績の状況」及び「（2）キャッシュ・フローの状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

（1）業績の状況

OK I グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第2四半期連結会計期間は、郵政向けが民営化需要一巡により大幅減収となったことに加え、半導体における需要変動、プリンタにおける価格下落、さらには米ドルに対する急激な円高などにより、売上高は1,605億円（前年同期比218億円、12.0%減少）となりました。営業損失は、調達コスト等の低減や固定費抑制などの効果はあるものの、売上減少や価格下落による利益減少が大きく57億円（同17億円悪化）となり、経常損失は86億円（同13億円悪化）となりました。四半期純損失は、半導体子会社株式の95%をローム社に譲渡することによる損失51億円などを計上したことから、149億円（同86億円悪化）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりであります。

<情報通信システム>

金融システム事業では、一般金融機関向けの国内営業店端末や中国向けATMなどで増収となったものの、郵政向けが民営化需要一巡により大幅減収となりました。通信システム事業では、「事業の選択と集中の加速」により収益力の低い事業を収束したことから減収となりました。また、情報システム事業では、官公庁向けシステムの売上が増加しました。

この結果、外部顧客に対する売上高は801億円（前年同期比116億円、12.7%減少）となり、営業損失は売上減少の影響が軽微であったことに加え、調達コスト等の低減や固定費抑制などにより、14億円（同9億円改善）となりました。

<半導体>

半導体セグメントでは、液晶パネルメーカーのLSI内製化によりドライバルSIが減少したことに加え、その他の商品も市況悪化により減少しました。さらに、対米ドルの円高影響もありました。

この結果、外部顧客に対する売上高は、299億円（前年同期比74億円、19.9%減少）となりました。営業損失は売上の減少に伴い34億円（同34億円悪化）となりました。

<プリンタ>

プリンタセグメントでは、対米ドルの円高影響により売上が減少しました。オフィス向けカラー・ノンインパクトプリンタ（NIP）では、付加価値の高い中上位機種へのシフトにより出荷台数は減少したものの、消耗品は増収となりました。シリアル・インパクトプリンタ（SIDM）では、市場の縮小により欧米向けが減収となりました。

この結果、外部顧客に対する売上高は、430億円（前年同期比14億円、3.4%減少）となりました。営業利益は、カラーNIPの消耗品の増収に加え、調達コスト等の低減や固定費抑制などにより13億円（同12億円改善）となりました。

<その他>

その他セグメントの外部顧客に対する売上高は、76億円（前年同期比12億円、14.5%減少）となり、営業損失となりました（同6億円悪化）。

所在地別セグメントの状況は、次のとおりであります。

<日本>

国内については、郵政向けが民営化需要一巡により大幅減収となったことに加え、通信システム事業での「事業の選択と集中の加速」による低採算事業の収束、半導体市況悪化による売上減少などにより、外部顧客に対する売上高は1,131億円（前年同期比183億円、13.9%減少）となりました。営業損失は、調達コスト等の低減や固定費抑制など行ったものの、売上高減少の影響が大きく、46億円（同31億円悪化）となりました。

<北米>

北米については、対米ドルの円高影響に加え、プリンタ事業でカラーNIPやS IDMの出荷台数減などの減収要因がありました。これにより、外部顧客に対する売上高は141億円（前年同期比17億円、10.6%減少）となりました。営業損失は、出荷台数の減少に加え、カラーNIPの価格下落などにより、4億円（同11億円悪化）となりました。

<欧州>

欧州については、プリンタ事業ではカラーNIPやS IDMの出荷台数が減少した一方、消耗品売上は増加しました。加えて、半導体事業が市況の悪化により減収となったことから、外部顧客に対する売上高は232億円（前年同期比2億円、0.6%減少）となりました。営業利益は、プリンタ事業での消耗品売上増などがあったものの、13億円（同8億円悪化）にとどまりました。

<アジア>

アジアについては、中国向けATMは引き続き拡大しました。一方、半導体はドライバLSIが液晶パネルメーカーのLSI内製化により減収となったことに加え、他の商品も市況の悪化により減収となったことから、外部顧客に対する売上高は100億円（前年同期比17億円、15.0%減少）となりました。営業利益は、ATMの生産台数の増加が寄与したものの、2億円（同1億円悪化）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失が151億円となったこと及び運転資金が悪化したこと等により、9億円の収入（前年同期126億円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に有形固定資産の取得による支出により、77億円の支出（同107億円の支出）となりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローとを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、68億円の支出（同19億円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは長期借入金の返済などにより、25億円の支出（同40億円の収入）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は前四半期連結会計期間末残高の560億円から460億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、OKIグループ（当社及び連結子会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5,517百万円であります。

なお、第2四半期連結会計期間において、OKIグループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結会計期間の経済環境は、新興国は堅調であったものの、欧米諸国においては原材料の高騰に加え、米国のサブプライムローン問題を発端とした金融不安による信用収縮、雇用状況の悪化などから、消費・景気が低迷しました。国内経済もこれまで景気を牽引していた輸出企業の業績悪化や設備投資減速、さらに物価上昇による消費の冷え込みなどにより、減速・停滞しました。9月下旬以降の急激な円高進行や株式市場の下落などより、経済の先行きはさらに不透明感を増しております。

このような事業環境の下、OKIグループでは、注力分野への経営資源の集中を加速し、「強い商品」をベースとした「強い事業」を生み出すことによって、収益の拡大と安定収益企業として成長し、「e社会」のキープレーヤーとなることを目指してまいります。

事業別の経営戦略は以下のとおりであります。

① 情報通信システム事業

情報通信システム事業では、従来から実績があり今後も収益力が期待できる事業に集中し、収益を確保していきます。情報通信融合、メカトロを事業の柱とし、既存の優良顧客を中核に据えた上で、アライアンスも推進いたします。通信市場においては、キャリア設備投資が長期的には減少基調の一方で、「NGN」普及拡大に向けてアクセス網等のネットワークサービスのエッジ領域に重点投資されると認識しています。こうした環境の変化を受け、不採算案件からの撤退、リソース再配置による外部流出費用の削減を行うとともに、「NGN」により成長の見込まれるネットワークサービスのエッジ領域に積極展開していきます。そのために、レガシーネットワーク事業を収益の基盤とした上で、レガシー系を除く通信事業部門をOKIネットワークスとして分社化し、効率化を高め収益力の強化を図ります。金融市場においては、OKIグループの持つメカトロ技術と金融業務ノウハウをコンピタンスとし、国内外に事業を拡大してまいりますとともに、ATMを中心として海外展開を加速いたします。官公庁・地方自治体や一般企業に向けては、情報通信融合、メカトロを軸に、オープン化技術を融合した高付加価値システムを提供するとともに、事業採算性やコスト構造の見直しにより、事業体質の転換を進めています。発券機等のメカトロシステム、中小型のキーテレフォンシステム等は積極的に海外事業展開を図ります。

② プリンタ事業

プリンタ事業においては、グローバル市場で今後ますます重要になるSMB (Small and Medium Business) 市場に注力した事業展開を今後とも積極的に進めます。レーザ方式に対してサイズ、スピード、分解能で圧倒的な優位性を持つLED光源方式を活用したモノクロ/カラー・ノンインパクトプリンタ (NIP) 及び複合機に今後とも注力します。またオフィスでのフルラインプリンタサプライヤーとして品揃えを強化し、ローエンドからミドル・ハイエンドまでのプリンタ並びに複合機のバランスの良い商品機種ミックス販売を実現し、収益拡大を図ります。商品開発力強化に向け、通信事業等から人員リソースのシフトを行い、また商品開発センタ、技術開発センタ、プロジェクト推進室を設立するなど、体制を強化しております。販売力強化に向け、従来通り海外市場における積極展開に加え、国内市場においてもオフィス市場向け新ブランドを投入し、商品の信頼性を基にした拡販を進めていきます。

シリアル・インパクト・プリンタ事業においては、さらなるコストダウンを進めるとともに、ローエンド機の投入で新興市場へ積極的に展開し、安定的な収益の拡大を目指します。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりであります。

① 新設、拡充

重要な変更はありません。

② 除却等

当社は平成20年7月24日付にて、ローム株式会社と新設分割設立会社株式の譲渡契約を締結しております。

なお、詳細については、「第5 経理の状況」の「1. 四半期連結財務諸表」に係る注記事項のうち、「重要な後発事象」に記載しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	684,256,778	684,256,778	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	—
計	684,256,778	684,256,778	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	平成15年6月27日決議分新株予約権
新株予約権の数	815個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	815,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき384,000円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成17年7月1日から平成18年6月30日の期間

割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成18年7月1日から平成19年6月30日の期間

割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成19年7月1日から平成25年6月26日の期間

割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人により新株予約権の行使を認める。

平成19年7月1日前に相続を開始した相続人は、平成20年6月30日まで行使することができる。

平成19年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成25年6月26日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成15年6月27日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	平成16年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	452個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	452,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき458,000円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 458円 資本組入額 229円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成18年7月1日から平成19年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成20年7月1日から平成26年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成20年7月1日前に相続を開始した相続人は、平成21年6月30日まで行使することができる。

平成20年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成26年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成16年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	平成17年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	442個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	442,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき406,000円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 406円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成21年7月1日から平成27年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成21年6月30日以前に相続を開始した相続人は、平成22年6月30日まで行使することができる。

平成21年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成27年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	平成18年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	342個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	342,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき277,000円
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 372円 資本組入額 186円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成22年7月1日から平成28年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成22年6月30日以前に相続を開始した相続人は、平成23年6月30日まで行使することができる。

平成22年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成28年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	平成19年6月26日決議分新株予約権
新株予約権の数	509個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	509,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき248,000円
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成29年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 304円 資本組入額 170円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成22年7月1日から平成23年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成23年7月1日から平成29年6月25日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成23年6月30日以前に相続を開始した場合は、平成24年6月30日まで行使することができる。

平成23年7月1日以降に相続を開始した場合は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成29年6月25日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	2008年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (平成16年11月26日発行)
新株予約権の数	10,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,682,539株
新株予約権の行使時の払込金額	504円(注1)
新株予約権の行使期間	平成16年12月10日～平成20年11月12日(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 504円 資本組入額 252円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
代用払込みに関する事項	(注3)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	20,000百万円

(注1) 本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも、適宜転換価額を調整する。

(注2) (A) 当社が本社債を繰上償還する場合には、繰上償還日の東京における3営業日前における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)以後、(B) 買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時若しくは当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時以後、又は(C) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失日以後、それぞれ本新株予約権を行使することはできないものとする。(いかなる場合においても、平成20年11月12日より後には、本新株予約権を行使することはできない。)

(注3) 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使したときは、かかる所持人から、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	第32回無担保転換社債型新株予約権付社債 (平成18年6月7日発行)
新株予約権の数	24個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	41,237,113株
新株予約権の行使時の払込金額	291円(注1)
新株予約権の行使期間	平成18年6月8日～平成23年6月6日(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 291円(注1) 資本組入額 146円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
代用払込みに関する事項	(注3)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	12,000百万円

(注1) ①転換価額の修正

平成18年12月以降(当月を含む。)、毎年3、6、9、12月の第4金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記②で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が291円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記②による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

②転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

③発行価額291円は、当初の転換価額376円の転換価額修正条項の適用に伴う修正後転換価額であり、平成18年12月25日以降に適用されている。

(注2) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。また、当社が社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が添付された繰上償還請求書が償還金支払場所に提出された時点より本新株予約権を行使することはできない。この場合、償還金支払場所に提出された本新株予約権付社債券に係る新株予約権付社債に付された新株予約権は、提出される時点において消滅しているものとみなす。

(注3) 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の償還価額と同額とする。

- (3) 【ライツプランの内容】
記載事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	684,256	—	76,940	—	25,928

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	34,000	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	26,884	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	18,373	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	14,792	2.16
沖電気グループ従業員持株会	東京都港区西新橋3-16-11	14,723	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	13,656	2.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	13,000	1.90
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	12,986	1.90
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	9,380	1.37
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウ ント ジェイピーアールデー アイ エスジー エフイーーエイシー	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	7,626	1.11
計	—	165,422	24.18

(注) 1. 明治安田生命保険相互会社が連名で提出した平成18年11月15日付大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成18年10月31日現在、下記のとおり全体で34,451千株(所有株式数の割合5.31%)の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有状況の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	34,344	5.30
明治ドレスナー・アセットマネジ メント株式会社	東京都港区北青山3-6-7	35	0.01
安田投信投資顧問株式会社	東京都千代田区神田美土代町7	72	0.01
計	—	34,451	5.31

2. 大和証券エスエムビーシー株式会社が連名で提出した平成19年1月11日付大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成19年1月1日現在、下記のとおり全体で44,149千株（所有株式数の割合は6.09%であり、潜在株式41,237千株を含む。）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有状況の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-1	670	0.09
大和証券投資信託委託株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-10-5	2,666	0.39
大和証券エスエムビーシー・ヨーロッパ・リミテッド	英国ロンドン市キング・ウィリアム通5番地	41,483	5.72
計	—	44,149	6.09

3. モルガン・スタンレー証券株式会社が連名で提出した平成19年9月21日付大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成19年9月14日現在、下記のとおり全体で35,562千株（所有株式数の割合5.17%であり、潜在株式3,662千株を含む。）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有状況の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー	690	0.10
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	23,603	3.45
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	11,268	1.64
計	—	35,562	5.17

4. アライアンス・バーンスタイン株式会社が連名で提出した平成20年4月4日付大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成20年3月31日現在、下記のとおり全体で48,245千株（所有株式数の割合7.05%）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有状況の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国10105、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345	41,906	6.12
アライアンス・バーンスタイン株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア	6,339	0.93
計	—	48,245	7.05

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成20年9月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 4,377,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 675,562,000	675,467	—
単元未満株式	普通株式 4,317,778	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	684,256,778	—	—
総株主の議決権	—	675,467	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、95,000株含まれております。また、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の95個を除いております。

2. 「単元未満株式」には当社所有の自己株式960株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成20年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式 数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
当社	東京都港区西新橋3-16-11	1,213,000	—	1,213,000	0.18
沖電線株式会社	神奈川県川崎市中原区下小田中2-12-8	3,134,000	—	3,134,000	0.46
東機通商株式会社	東京都港区芝5-20-14	30,000	—	30,000	0.00
計	—	4,377,000	—	4,377,000	0.64

(注) 沖電線株式会社が退職給付信託した3,000,000株については、「自己名義所有株式数」に含めて表示しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	227	234	187	171	176	149
最低 (円)	187	185	162	143	143	107

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	常務取締役	北林 宥憲	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,134	46,379
受取手形及び売掛金	133,937	171,492
有価証券	3,820	3,615
製品	50,151	46,581
仕掛品	54,724	63,365
原材料及び貯蔵品	33,430	28,456
その他	18,722	19,887
貸倒引当金	△1,584	△1,585
流動資産合計	335,336	378,193
固定資産		
有形固定資産	※1 122,795	※1 125,788
無形固定資産	14,652	15,733
投資その他の資産	※2 51,101	※2 54,655
固定資産合計	188,549	196,177
資産合計	523,886	574,371
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,725	86,898
短期借入金	145,812	132,734
未払法人税等	1,163	1,810
事業譲渡関連損失引当金	1,527	—
その他の引当金	76	78
その他	107,801	104,449
流動負債合計	325,105	325,970
固定負債		
社債	12,000	12,000
長期借入金	85,925	102,646
退職給付引当金	43,322	40,216
役員退職慰労引当金	642	671
その他	3,457	2,727
固定負債合計	145,347	158,262
負債合計	470,453	484,232

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	76,940	76,940
資本剰余金	46,744	46,744
利益剰余金	<u>△66,939</u>	<u>△31,109</u>
自己株式	△357	△344
株主資本合計	<u>56,387</u>	<u>92,230</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△179	695
繰延ヘッジ損益	△244	△271
為替換算調整勘定	<u>△9,092</u>	<u>△8,920</u>
評価・換算差額等合計	<u>△9,516</u>	<u>△8,495</u>
新株予約権	79	79
少数株主持分	6,482	6,324
純資産合計	<u>53,432</u>	<u>90,138</u>
負債純資産合計	<u>523,886</u>	<u>574,371</u>

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	287,062
売上原価	221,097
売上総利益	65,964
販売費及び一般管理費	※ 75,919
営業損失(△)	△9,954
営業外収益	
受取利息	198
受取配当金	533
雑収入	661
営業外収益合計	1,393
営業外費用	
支払利息	3,396
雑支出	755
営業外費用合計	4,152
経常損失(△)	△12,713
特別利益	
投資有価証券売却益	509
過年度特許料戻入益	225
移転補償金	455
特別利益合計	1,190
特別損失	
固定資産処分損	917
投資有価証券評価損	198
貸倒引当金繰入額	370
災害による損失	1,610
特別退職金	428
たな卸資産評価損	10,609
事業構造改善費用	301
事業譲渡関連損失	3,539
事業譲渡関連損失引当金繰入額	1,527
付加価値税修正損	51
特別損失合計	19,556
税金等調整前四半期純損失(△)	△31,079
法人税、住民税及び事業税	480
法人税等調整額	2,989
法人税等合計	3,469
少数株主利益	130
四半期純損失(△)	△34,679

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	160,496
売上原価	125,699
売上総利益	34,796
販売費及び一般管理費	※ 40,503
営業損失(△)	△5,707
営業外収益	
受取利息	114
受取配当金	137
雑収入	318
営業外収益合計	569
営業外費用	
支払利息	1,752
為替差損	1,240
雑支出	431
営業外費用合計	3,424
経常損失(△)	△8,561
特別利益	
投資有価証券売却益	509
過年度特許料戻入益	225
移転補償金	455
特別利益合計	1,190
特別損失	
固定資産処分損	748
投資有価証券評価損	80
貸倒引当金繰入額	370
災害による損失	669
特別退職金	251
事業構造改善費用	301
事業譲渡関連損失	3,539
事業譲渡関連損失引当金繰入額	1,527
付加価値税修正損	198
特別損失合計	7,688
税金等調整前四半期純損失(△)	△15,059
法人税、住民税及び事業税	428
法人税等調整額	△719
法人税等合計	△290
少数株主利益	125
四半期純損失(△)	△14,894

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△31,079
減価償却費	16,087
引当金の増減額 (△は減少)	4,138
受取利息及び受取配当金	△732
支払利息	3,396
固定資産処分損益 (△は益)	917
売上債権の増減額 (△は増加)	35,624
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,028
仕入債務の増減額 (△は減少)	△17,713
未払費用の増減額 (△は減少)	△3,001
その他	3,666
小計	10,275
利息及び配当金の受取額	760
利息の支払額	△3,420
法人税等の支払額	△533
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,082
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△12,133
無形固定資産の取得による支出	△2,118
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	413
その他の支出	△1,736
その他の収入	2,359
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,216
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,118
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	7,500
長期借入れによる収入	7,660
長期借入金の返済による支出	△19,248
その他	△311
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,718
現金及び現金同等物に係る換算差額	△435
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,851
現金及び現金同等物の期首残高	49,846
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 45,995

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、沖電気金融設備（深セン）有限公司は新たに設立したため、また、株式会社ペイメントファーストは株式の追加取得により子会社となったため、連結の範囲に含めております。また、日沖科技（上海）有限公司は当第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 100社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結会計期間より、バンキングチャンネルソリューションズ株式会社は新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 4社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 当社及び国内連結子会社の通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、以下の評価基準及び評価方法によっておりました。 製品 …主として移動平均法に基づく原価法 仕掛品 …主として個別法に基づく原価法 原材料及び貯蔵品…主として最終仕入原価法に基づく原価法 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、以下の評価基準及び評価方法により算定しております。 製品 …主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 仕掛品 …主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 原材料及び貯蔵品…主として最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） また、本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を「たな卸資産評価損」として特別損失に9,055百万円計上しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失はそれぞれ2,697百万円、税金等調整前四半期純損失は11,753百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社は、機械装置の一部について、法人税法の改正を契機として、第1四半期連結会計期間より経済的耐用年数の見直し(主として短縮)を行っております。</p> <p>これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(事業譲渡関連損失引当金の計上)</p> <p>平成20年7月24日に当社とローム株式会社は、当社の半導体事業を会社分割(新設分割)し、株式会社OKIセミコンダクタに分社化したうえで、当該新設分割設立会社の発行済み株式の95%をローム株式会社に株式譲渡する契約を締結しました。この譲渡に伴い、当第2四半期連結会計期間後に追加で損失が発生する見込であることから、その損失見込額を「事業譲渡関連損失引当金」として計上しております。</p> <p>(売掛金残高の回収可能性の再検討)</p> <p><u>当社は、連結子会社であるOKI SYSTEMS IBERICA, S.A.U.の売掛金残高の回収可能性を再検討しましたが、平成20年9月30日以前の同社の売掛金残高(平成20年3月31日現在17,712百万円、平成20年9月30日現在18,791百万円)の一部については、回収可能性を合理的に再検討するに足る十分な情報が得られておりません。</u></p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産減価償却累計額 507,066 百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 514,171 百万円
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 3,368 百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 3,055 百万円
3 保証債務 当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員（住宅融資借入金） 1,829 百万円	3 保証債務 当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員（住宅融資借入金） 1,953 百万円
—	4 受取手形裏書譲渡高 3 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料賃金 20,956 百万円
退職給付費用 2,471
手数料 7,954
研究開発費 9,215

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料賃金 10,578 百万円
退職給付費用 1,217
手数料 4,231
研究開発費 5,517

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)
現金及び預金勘定 42,134 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △59
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券） 3,820
契約期間が3ヶ月以内の現先（その他流動資産） 99
<u>現金及び現金同等物 45,995</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 684,256千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,261千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 79百万円 (親会社79百万円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	情報通信システム (百万円)	半導体 (百万円)	プリンタ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	80,081	29,908	42,952	7,554	160,496	—	160,496
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,175	564	1,415	8,850	12,006	(12,006)	—
計	81,257	30,472	44,367	16,404	172,502	(12,006)	160,496
営業損益	△1,423	△3,368	1,283	△30	△3,538	(2,168)	△5,707

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	情報通信システム (百万円)	半導体 (百万円)	プリンタ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	135,080	54,105	83,107	14,768	287,062	—	287,062
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,523	1,108	3,208	15,266	21,107	(21,107)	—
計	136,604	55,213	86,316	30,035	308,169	(21,107)	287,062
営業損益	△4,728	△5,216	4,491	△357	△5,810	(4,144)	△9,954

(注) 1. 事業区分は、製品・サービスの種類及び販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要な製品・サービス
情報通信システム	金融システム、自動化機器システム、ITS関連システム、電子政府関連システム、ERPシステム、コンピュータ・ネットワーク関連機器、情報ネットワーク端末機器、セキュリティシステム、IP電話システム、企業通信システム、CTIシステム、映像配信システム、電子交換装置、デジタル伝送装置、光通信装置、無線通信装置、ブロードバンドアクセス装置、ネットワークサービス、ネットワーク運用支援サービスなど
半導体	システムLSI、ロジックLSI、メモリLSI、高速光通信用デバイス、ファンダリサービスなど
プリンタ	カラーNIP、モノクロNIP、SIDM、MFPなど
その他	製品等の運送・管理、用役提供、その他機器商品の製造及び販売

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業損失が2,697百万円増加(情報通信システムセグメントにおいて1,102百万円、半導体セグメントにおいて1,608百万円それぞれ営業損失が増加、プリンタセグメントにおいて0百万円営業利益が増加、その他セグメントにおいて12百万円営業損失が減少)しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	113,145	14,147	23,246	9,957	160,496	—	160,496
(2) セグメント間の内部売上高	27,772	118	327	23,119	51,338	(51,338)	—
計	140,918	14,266	23,574	33,076	211,834	(51,338)	160,496
営業損益	△4,643	△444	△1,299	158	△6,229	522	△5,707

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	196,083	26,526	45,811	18,641	287,062	—	287,062
(2) セグメント間の内部売上高	53,369	179	850	45,239	99,638	(99,638)	—
計	249,452	26,705	46,661	63,881	386,701	(99,638)	287,062
営業損益	△7,059	△829	371	471	△7,046	(2,908)	△9,954

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米・・・米国
- (2) 欧州・・・イギリス、ドイツ
- (3) アジア・・・タイ、中国

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業損失が2,697百万円（日本2,697百万円）増加しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	12,028	22,780	20,768	55,577
II 連結売上高（百万円）				160,496
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.5	14.2	12.9	34.6

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	23,644	44,756	38,409	106,810
II 連結売上高（百万円）				287,062
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.2	15.6	13.4	37.2

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

（1）北米・・・米国

（2）欧州・・・イギリス、ドイツ

（3）その他の地域・・・中国、シンガポール

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

重要性がないため、記載を省略いたします。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 <u>68.63円</u>	1株当たり純資産額 <u>122.59円</u>

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	<u>53,432</u>	<u>90,138</u>
純資産の合計額から控除する金額(百万円)	6,562	<u>6,403</u>
(うち新株予約権)	(79)	(79)
(うち少数株主持分)	(6,482)	<u>(6,324)</u>
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末) の純資産額(百万円)	<u>46,870</u>	<u>83,734</u>
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期 間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	682,994	683,072

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 <u>50.77円</u>	1株当たり四半期純損失金額 <u>21.81円</u>

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失金額(百万円)	<u>34,679</u>	<u>14,894</u>
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	<u>34,679</u>	<u>14,894</u>
普通株式の期中平均株式数(千株)	683,036	683,014
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間

(自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日)

1. 新設分割設立会社(株式会社OKIセミコンダクタ)株式の譲渡

当社は、平成20年10月1日に当社がその半導体事業(以下、「本件半導体事業」といいます。)に関して有する権利義務を会社分割(新設分割)により新たに設立した株式会社OKIセミコンダクタ(現在の商号:OKIセミコンダクタ株式会社)に承継し、同日、同社の発行済み株式の95%をローム株式会社(以下、「ローム」といいます。)に譲渡いたしました。

(1) 譲渡の理由

当社では、グローバルな競争関係がより激化していく中で企業競争力を高め企業価値を拡大するため、全社を挙げて抜本的な経営改革を推し進めております。この一連の経営改革の中で、半導体事業の位置づけについても社内にて検討を進めて参りました。一方、ロームでは、競争優位性のある幅広い製品ポートフォリオを持った垂直統合型(IDM)半導体企業として発展することによる企業価値向上の機会を継続して検討して参りました。

今回の株式譲渡は、こうした両社の状況を背景にして契約に至ったものです。本件半導体事業は、ロームが取り扱う製品との重複が比較的少なく、相互補完による相乗効果を期待することが可能であり、ロームと本件半導体事業の双方の売上及び収益性の一層の向上を期待できると考えています。

具体的には、本件半導体事業の強みである低消費電力技術・高耐圧技術・デジアナ混載技術・小型実装技術などを活かした競争優位性のある製品については、そのノウハウを長年にわたり蓄積してきた本件半導体事業のファブを最大限活用する一方、システムLSI・ロジックLSIをはじめ比較的新しい製品で外部のファンダリに依存しているものについては、ロームの最先端製造プロセスを活用するなどの施策を通じて、両者の強みを活かした積極的なシナジー効果が期待できると考えております。また販売面でも、両者の国内外の営業ネットワークや技術・品質サポートネットワークを最大限活用することにより、販売力の強化が可能であると考えています。

(2) 譲渡先

ローム株式会社

(3) 譲渡の時期

平成20年10月1日

(4) 譲渡会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

①名称 : 株式会社OKIセミコンダクタ

②事業の内容 : システムLSI、ロジックLSI、メモリLSI、高速光通信用デバイスの製造・販売、ファンダリサービス

③取引関係 : 通信機器等の半導体の購入、商標権等の知的財産権の使用許諾及び不動産の賃貸

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡に伴い発生する損失及び譲渡後の持分比率

①譲渡株式数 : 普通株式 9,500株(発行済み株式数の95%)

②譲渡価額 : 858億円

③譲渡に伴い発生する損失 : 51億円(特別損失) (注)

④譲渡後の持分比率 : 5%

(注) 当該損失については、当第2四半期連結会計期間において、事業譲渡関連損失として35億円、事業譲渡関連損失引当金繰入額として15億円計上済みです。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

2. 「早期退職優遇制度」の実施について

当社は、平成20年10月31日に下記のとおり早期退職優遇制度の実施を決定いたしました。

(1) 早期退職優遇制度の実施の理由

当社は激しく変化する事業環境下、強固な収益力の再構築を目指した事業構造の変革に全社一丸となって取り組んでおります。その基本方針に沿った施策の一つとして、半導体子会社株式の95%をローム社へ譲渡したことをはじめ、事業の選択と集中を加速し、リソースシフトを積極的に行っております。その結果、共通部門や間接部門を中心としたマネジメント層に余剰感が生じたため、本施策を実施することにより、固定費を最適化し、一層の体質強化を図ります。

(2) 早期退職優遇制度の内容

- | | |
|-------|---|
| ①対象者 | 満50歳以上又は勤続25年以上の当社及び国内グループ会社の管理職
但し、2008年度中の定年退職者は除く
(年齢及び勤続年数は、退職日時点とする) |
| ②募集期間 | 2009年1月5日より2009年2月6日まで |
| ③退職日 | 2009年1月20日より2009年2月20日まで |
| ④優遇措置 | 通常の退職金に退職日の年齢に応じた特別加算金を加算して支給する |

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

今回の処置に関する募集人員の上限等は特に定めておりませんが、300名程度の応募を想定し、本件並びに従来からの転進支援施策に伴う特別退職手当金を含めて、約40億円の費用を見込んでおります。なお、当該費用は、第85期(平成21年3月期)において特別損失に計上する見込であります。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第2四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月14日

沖電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 今井靖容 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤晶 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る訂正報告書の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

記

追加情報に記載されているとおり、会社は、連結子会社であるOKI SYSTEMS IBERICA, S.A.U.の売掛金残高の回収可能性を再検討したが、平成20年9月30日以前の同社の売掛金残高の一部については、回収可能性を合理的に再検討するに足る十分な情報が得られていない。そのため、当監査法人は、同社における平成20年3月31日現在の売掛金17,712百万円の一部及び平成20年9月30日現在の売掛金18,791百万円の一部の回収可能額の算定について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記の除外事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、平成20年10月1日に会社は半導体事業に関して有する権利義務を会社分割（新設分割）により新たに設立した株式会社OKIセミコンダクタに承継し、同日、同社の発行済み株式の95%をローム株式会社に譲渡している。
4. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、平成20年10月31日に会社は早期退職優遇制度の実施を決定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。